

お知らせ

国土交通大臣

令和元年九月二十七日付けで都市計画事業の承認及び手続保留の告示がありました東京都計画道路事業幹線街路放射第十九号線について、令和六年六月二十八日付けで手続開始の告示及び令和八年四月十四日付けで都市計画事業の変更の承認の告示がありましたので、次のとおりお知らせいたします。

- 一 都市計画事業の種類及び名称
東京都計画道路事業 幹線街路放射第十九号線
- 二 施行者の名称
国土交通大臣
- 三 事務所の所在地
国土交通省関東地方整備局東京国道事務所 東京都千代田区九段南一丁目二番一号 九段第三合同庁舎一五階
- 四 事業地の所在
① 収用の部分
東京都港区高輪三丁目及び高輪四丁目地内
② 使用の部分
なし
※下記図面において、黒色の斜線をもって表示してある部分は、収用又は使用の手続を保留していた土地でしたが、令和六年六月二十八日付けで告示がありました手続開始の土地です。
- 五 事業施行期間
令和元年九月二十七日 ～ 令和十七年三月三十一日
- 六 用地取得について
国土交通省は、事業予定地内の土地所有者や借地権などをお持ちの方、建物の所有者や借家の方などと土地売買契約や物件移転補償契約などを締結させていただきます。
- 七 関係人の範囲の制限について
事業の承認の告示日以後（手続開始の土地については、手続開始の告示日以降）に新たな権利を取得した方は、既存の権利を承継した方を除き関係人に含まれないこととなります。詳細については左記連絡先へおたずねください。
- 八 土地収用法に基づく権利について
土地収用法に基づく権利については個別に進めさせていただきますが、事業予定地の土地所有者や関係人の方は、土地収用法の規定に基づき裁決申請請求、補償金支払請求及び明渡裁決申立てを行うことができます。
- 九 建築等の制限について
令和元年九月二十七日以後は事業地内の土地建物等について、土地の形質の変更、建築物や工作物の建設、移動の容易でない物件の設置や堆積を行おうとする場合は、都市計画法の規定により、東京都知事の許可が必要になります。
- 十 土地建物の売買の制限
令和元年十一月五日以後に土地建物等を有償で譲渡する場合には、都市計画法の規定により、事前に買い主や予定金額等を施行者に届け出てください。
その際、届け出後三十日以内は売買が行えない等、都市計画法上の制限がございますので、留意してください。

なお、この事業に関する縦覧図書は、港区都市計画課で閲覧ができます。その他ご不明な点や詳細については、左記連絡先へおたずねください。

また、用地補償又は土地収用手続については、左記連絡先及び港区都市計画課にパンフレット等を用意しておりますので、参考にしてください。

- 事業計画の概要に関する場合
国土交通省関東地方整備局東京国道事務所 交通ターミナル整備課
電話 〇三―三五二一―九一六五
- 用地補償又は土地収用に関する場合
国土交通省関東地方整備局東京国道事務所 用地第一課
電話 〇三―三五二一―九〇九二

